

NHK受信料制度等検討委員会・諮問第3号「受信料体系のあり方について」答申（案）  
概要に対する意見

- 諮問第2号「公平負担徹底のあり方」は、公平負担の徹底と営業経費の抑制を図るために適切な制度整備のあり方について、諮問第3号「受信料体系のあり方」は、世帯および事業所における契約・受信料免除の合理的なあり方について、現行の受信料制度を前提にそれぞれ見解を求めています。しかしながら、諮問第1号「常時同時配信の費用負担のあり方」を答申したにも関わらず、新たなサービスを見据えた公平負担徹底や受信料体系のあり方に言及しないことは強い違和感を覚えるところであり、諮問第2号、第3号の答申（案）概要の内容は極めて不十分であると言わざるを得ません。総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会 第一次取りまとめ」（平成28年9月）が提言するように、受信料制度の見直しは「業務・受信料・経営の在り方の一体的な改革」（三位一体改革）の中で検討されることが望ましいと考えます。
- 受信料制度に関わる答申案の意見募集は、少なくとも1か月以上の期間を確保して国民・視聴者の意見を十分に汲み上げることが当然であり、当連盟は数度にわたりその旨を指摘・要望してきました。今般の3週間への期間拡大にとどまることなく、公共放送NHKが行う意見募集は1か月以上の募集期間を原則とするよう要望します。

以 上